

知って安心！

伊達市の国保

国民健康保険（以下、国保）は、病気やけがに備え、被保険者の皆さんで支え合う医療保険制度です。平成29年4月1日現在、伊達市の加入世帯数は9192世帯、被保険者数は1万5561人です。

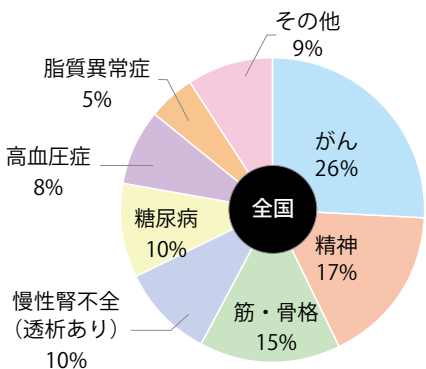
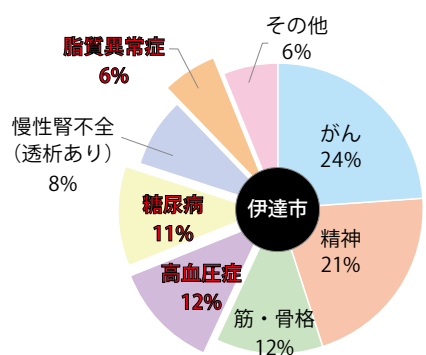
1 健康と医療費

医療費の傾向

伊達市の国保加入者の医療費は、全国と比較して、高血

▼図1 医療費割合の比較(平成28年度分)

※国保データベースシステムより



急激な心筋梗塞をはじめ、生活習慣病の主な要因は、①高

「健幸」な生活を始めよう

特に、福島県は急性心筋梗塞による死亡率が、男女ともに全国ワースト1位となっており、日々の健康管理と生活習慣の改善が重要です。

血圧②高血糖③高コレステロール④喫煙です。特に①②③の要因は、自覚症状がないために、重症化して初めて病院にかかる場合も多く、手遅れになることもあります。大切な家族や友人、地域の皆さんと1日でも長く、笑顔で元気な毎日を送るために、未来に向かつて「健幸生活」を始めましょう。

★今日から始める健幸生活★

- ①腹八分目を心がけましょう
- ②塩分、お酒、たばこは控えめにしましょう
- ③こまめに歩きましょう
- ④体の「小さな変化」を見逃さないようにしましょう

毎年、特定健診・がん検診を受け、生活習慣を見直すことで生活習慣病を予防することができます。

国保の安心制度

国保には安心して医療を受けるための制度があります。次のような場合は、お手続きください。

●入院するとき

事前に限度額適用認定証の

国保の加入・脱退の手続きは14日以内に

10月1日④から使用する保険証を9月下旬にお送りします。新しい保険証が届いたら、氏名や住所など、記載内容を確認してください。
保険証の有効期限は10月1日から翌年9月30日までですが、右ページの図2の場合は、有効期限が異なりますのでご注意ください。

マル学の手続きは忘れずに

国保学生特例制度(マル学)は、修学のために他市区町村に住民票を移した国民健康保険の被保険者が、引き続き伊達市の国民健康保険被保険者でいられる特例制度です。

国保学生特例制度(マル学)は、在学期間中は毎年申請が必要です。今年度の申請が無い場合、10月1日から保険証が使用できなくなります。お

手続きがお済みでない人は、平成29年4月1日以降に発行された在学証明書(原本)、来庁する人の顔写真付きの身分証明書、印鑑をお持ちになり、必ずお手続きください。

他の市区町村から転入(または転出)した場合や、社会保険に加入(または脱退)した場合は、左記の受付先でお早めにお手続きください。

●受付先

国保年金課(保原本庁舎3階)、市民課(保原本庁舎1階)、各総合支所の市民担当

☎国保年金課給付係

☎575・1198

▼図3 国保の加入・脱退の手続きの必要書類

	手続きが必要な場合	必要書類
国保に加入	<ul style="list-style-type: none"> 職場の健康保険をやめたとき 家族の健康保険の扶養を抜けたとき 	健康保険資格喪失証明書
国保を脱退	<ul style="list-style-type: none"> 職場の健康保険に入るとき 家族の健康保険の扶養に入るとき 	返却する国民健康保険証、職場の健康保険証(または加入証明書)

※その他の手続きについては、市ホームページまたは市政だより4月号20頁をご覧ください。

【お詫びと訂正】

だて市政だより8月号14頁「国保、後期高齢者医療制度の高額療養費を改正」の、自己負担限度額の表(平成30年8月から)の所得区分に誤りがありました。お詫びして訂正します。

【正】

所得区分 (課税所得)
690万円以上
380万円以上
145万円以上
一般
低所得者Ⅱ
低所得者Ⅰ

【誤】

所得区分 (基準総所得額)
901万円超
600万円超～901万円以下
210万円超～600万円以下
一般
低所得者Ⅱ
低所得者Ⅰ

平成30年4月から国保が変わります

国民健康保険は市町村ごとに運営していますが、平成30年4月からは福島県も共同で国民健康保険の運営を担います。

- 保険証の様式が変わります
ただし、伊達市は保険証の更新月に合わせて、平成30年10月から変更します。
- 国保資格の取得・喪失は都道府県単位になります
福島県内であれば、他の市町村に転出した場合でも、国保資格が継続します。ただし、保険証は転出先の市町村で改めて発行します。
- 高額療養費制度の多数回該当(※)が都道府県単位で通算されます
福島県内であれば、他の市町村に転出した場合でも、転出前と同じ世帯と認められるときは、高額療養費制度の多数回該当が都道府県単位で通算され、医療費の負担が軽減されます。
※多数回該当：過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度

▼図2 保険証の有効期限が異なる場合

有効期限が異なる場合	有効期限
途中で後期高齢者医療制度に加入する場合	75歳の誕生日の前日まで
退職者医療制度に該当している人が65歳を迎える場合	65歳の誕生月の月末まで(※)
国保学生特例制度(マル学)該当者で今年度卒業予定の場合	平成30年3月31日まで

※退職本人に該当している人が65歳を迎える場合は、退職扶養の人も退職本人と同日が有効期限となります。

2 国保からのお知らせ

新しい保険証を送付します

現在お使いの保険証の国民健康保険被保険者証(以下、保険証)の有効期限は9月30日④までです。

を得ず入院などをした場合の(移送費用)などが申請により支給されます。詳しくは、国保年金課にお問い合わせください。